

1 町税のコンビニ納税について

平成22年度から軽自動車税・固定資産税・町県民税・国民健康保険税の4税がコンビニエンスストアから納付できます。

(1) 納付場所（窓口払いの場合）

平成21年度以前：5金融機関、ゆうちょ銀行または郵便局（中国5県内）、役場出納室
分庁総合窓口

平成22年度以降：5金融機関、ゆうちょ銀行または郵便局（中国5県内）、役場出納室
分庁総合窓口、コンビニエンスストア

(2) 納付できるコンビニ取扱店

14コンビニ本部（23チェーン、約44,000店舗）：ポプラ、ローソンほか

(3) 取扱いができる納付書

平成22年度4月以降に送付される町税及び国民健康保険税の納付書で、バーコード印刷のあるもの。

(4) 納められる町税

軽自動車税（4月）、固定資産税（4期、5月～）町県民税（4期、6月～）
国民健康保険税（8期、7月～）

(5) コンビニ納税における広報

4月号広報、告知放送、TCC文字放送、ホームページ等

2 平成22年度納税組合運営費補助金の支払いについて

本補助金は、町県民税・固定資産税・国民健康保険税の3税目を前年11月～本年2月までに各納税組合にお世話いただいた実績に応じた額を補助金として、平成22年5月下旬に補助金交付する予定です。

納付率による補助金交付額（1世帯当り）

- 各納期限内完納した組合にあっては、基準額の100%：1,200円
- 各納期限内に納付すべき額の100分の80以上を納付：1,080円
した組合にあっては、基準額の90%
- 各納期限内に納付すべき額の100分の80を下回る組合：800円